

2020年(令和2年)3月12日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2020春闘要求について(回答)

みだしのことについて、次のとおり回答します。

1 賃金・労働条件の改善に努めること。

職員の給与や休暇等の勤務条件は、地方公営企業法に定められた「均衡の原則」等に基づく、適正なものでなければなりません。

特に、給与制度については、これまでも、全庁的な取組として、人事院勧告制度を尊重することを基本として、適正化はもとより、改善も図ってきたところであり、引き続き、国や県、他都市の動向を踏まえ、適切に対応していく考えです。

なお、協議すべき事項については、協議していく考えです。

2 業務量の増加に対応するため職員を増員すること。

本市水道事業を取り巻く経営環境は、平成15年度以来の営業損失の発生が見込まれるなど厳しい状況にあります。

こうした状況の中、引き続き民間委託の推進や、再任用・任期付職員の活用等により総人件費を抑制していかなければなりません。

また一方で、重要施策の推進や利用者に安全・安心な水を安定して提供し続けるため、必要な職場においては、職員数の確保を図る必要があると考えています。

来年度についても、限られた人員の中ではありますが、引き続き、所属

長はもとより、貴労働組合の意見も聞きながら、業務実態等を十分に踏まえ、適切な職員配置に努めていく考えです。

3 長時間労働是正の観点から、労働時間を適切に管理するとともに、時間外勤務の縮減を図ること。

- (1) 年間の時間外勤務が360時間を超える職員が出ないように、具体的な措置を講じること。
- (2) 年休取得5日未満の解消に向けた具体的な措置を講じること。

時間外勤務については、労働基準法36条の規定（36協定）等に基づき、職員の健康の保持・増進や仕事と家庭の両立を推進するとともに、より一層の事務の効率化及び人件費の削減を図るため、全庁的に縮減に向けた取り組みを進めています。

具体的には、局内応援の積極的な活用をはじめ、毎週水曜日の全庁一斉定時退庁日の実施、職員配置の最適化や既存事業の見直しなど、市長部局等と調整を図りながら対策を講じているところです。

年次有給休暇の取得促進については、昨年4月に、各所属長に対して取得促進の通知を行うとともに、毎月、職員の年次休暇取得状況の確認を各所属長が行っているところであり、来年度についても、取得促進の取り組みを着実に進めていく考えです。

4 地方自治法及び地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員制度への移行にあたり、当該職員の処遇改善を図るとともに、雇用の安定に努めること。

- (1) 会計年度任用職員制度への移行後も近隣他都市の状況を調査し、更なる処遇改善に努めること。
- (2) 任期付短時間勤務職員の処遇改善を図ること。
- (3) 雇用の安定を図ること。
- (4) 臨時・非常勤等職員が担当している業務内容を検証し、本来、任期の定めのない正規職員が行うべき業務に従事している場合は、正規職員の配置に改めること。

任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の勤務条件は、採用事由、期間、形態、及び業務内容等から定めているところであり、賃金等については、一般職員の給与改定等を基準にして改定するとともに、近隣他都市との均衡も考慮しながら改善してきているところです。